

令和4年12月14日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

産業厚生委員会
委員長 佐 藤 肇

産業厚生委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 12月14日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、第3次地域福祉推進計画について執行部から説明を受け質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、障害者支援に係る基幹相談支援センターについて及び薬師スキー場ペアリフト建設工事について執行部から報告を受け質疑を行った。

産業厚生委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第 4号 免税軽油制度の継続を求める請願書
- (2) 陳情第 2号 家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の提出について
- (3) 陳情第 3号 マスク着用・非着用による差別や誹謗中傷をなくす取組に関する陳情
- (4) 議案第104号 魚沼市入湯税条例の一部改正について
- (5) 議案第105号 魚沼市観光施設等条例の一部改正について
- (6) 議案第106号 魚沼市景観条例の一部改正について
- (7) 議案第110号 指定管理者の指定について（魚沼市斎場及び魚沼市入広瀬火葬場）
- (8) 議案第111号 指定管理者の指定について（浅草山荘）
- (9) 議案第112号 市道路線の変更について
- (10) 議案第113号 魚沼地域特別養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合規約の変更に伴う財産処分について

2 調査事件

- (11) 所管事務調査について
 - ・ 第3次地域福祉推進計画について
- (12) 閉会中の所管事務等の調査について
- (13) その他
 - ・ 障害者支援に係る基幹相談支援センターについて
 - ・ 薬師スキー場ペアリフト建設工事について

3 日 時 令和4年12月14日 午前10時00分

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 佐藤達雄、浅井宏昭、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、(関矢孝夫議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 横山正樹

8 説明員 内田市長、大塚市民福祉部長、武藤産業経済部長、戸田市民福祉部副部長、吉田産業経済部副部長、齋藤税務課長、茂野介護福祉課長、星建設課長、斉藤都市整備課長、鈴木観光課長

9 書 記 佐藤議会事務局長、大竹主任

10 経 過

開 会 (10 : 00)

佐藤 (肇) 委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから産業厚生委員会を開きます。日程に従って進めさせていただきます。

(1) 請願第4号 免税軽油制度の継続を求める請願書

佐藤 (肇) 委員長 日程第1、請願第4号 免税軽油制度の継続を求める請願書についてを議題といたします。紹介議員であります横山正樹議員、紹介議員席にお着きください。

横山紹介議員 はい。

佐藤 (肇) 委員長 それでは、これから紹介議員から説明をしていただきますので、お願いいたします。

横山紹介議員 それでは、免税軽油制度の継続を求める請願書の紹介議員は3名おりますが、代表して私のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

免税措置については、10年以上の運動によって平成11年度より継続され、認められてきて現在に至る大事な制度であります。現在、今年2月下旬に始まったロシアによるウクライナ侵攻によって、世界的なエネルギーの高騰、物価高騰により、市民生活に大きな打撃を与えているところであります。このような中、スキー場運営の索道の電力であったり、それから食堂の食材なども大きな影響を受けるものと考えられます。雪国における観光資源のスキー場運営は、それぞれの地域の生活や経済を支える大切な産業であり、地域に大きな貢献をしておるところであります。また、コロナ感染症第8波もこのスキー場運営に大きな影響を与えるのではないかと懸念されますし、また県での冬の観光産業をそれぞれ盛り上げていきたいということも発表されているわけでもあります。このような中、免税軽油制度は索道協会に大変大きく存在が必要な制度であり、請願内容の実現に向けて国会や政府機関への働きかけを、議会でそれぞれ協議いただいて提案をよろしくお願ひしたい。こういう趣旨で紙面がありますので、産業厚生委員会の皆さんからはしっかりと協議いただいて通していただきたいということでもあります。よろしくお願ひいたします。以上です。

佐藤 (肇) 委員長 それでは、これから紹介議員に対する質疑を行いたいと思います。ある方は挙手をお願いいたします。

渡辺委員 請願の趣旨は非常によく分かります。この請願者は北陸信越山岳観光索道協会新潟地区部会ということで請願が上がっておりますけれども、この請願の理由の中には新潟地区部会の免税額は索道収入の1%だとあります。そういう意味では、スキー関係またそれ以外のところでも大きく影響があるということは承知させていただきました。参考までになんですけれども、魚沼市内のスキー場の軽油の免税額というのがどのくらいになるのか、御存じでしょうか。

横山紹介議員 市内のそれぞれの免税額がどれくらいかというところまでは把握はしておりません。ただし、これは魚沼市内のスキー場関係だけでなく、県内はこの制度によって相当大き

な影響を与えていると思われまし、それぞれの議会にもこういう形で各支部で提出し協議していただいているというふうに聞いております。細かい数字についてはまだ承知していません。

渡辺委員　この請願の理由のところを見させていただきまして、1%というのがどのような数字なのかというのが何となくピンと来なかったものですから、当市だけでも分かればと思って聞きました。請願の趣旨、また理由についてよく分かりますので、もしまた何かの機会がありましたら聞かせていただければと思います。

横山紹介議員　今の内容につきましては、昨年度ともまた違ってくるかと思しますので、しっかりと確認をさせていただきたいと思っております。

佐藤（達）委員　こちらの趣旨のほうを見ますとスキー産業関係のことについて下に書いてありますけれども、意見書のほうになると免税制度はスキー場関係のものに限らず農業用の機械ですとか船舶等、フォークリフト関係なんかも含まれるということです。そういう農業関係のほうも非常に今燃料高騰で大変だったと思っておりますが、トラクターとか林業の原木を集めるような装置なんかも同様に免税を要求されるということなんでしょうか。

横山紹介議員　意見書については案となっておりますが、ここに趣旨が書いてあるとおりに、農業等々については免税が認められてきたところで、その上にこのスキー場運営もこの制度をしっかりと使っていきたいとあります。これは案ということですので、また皆さんから協議いただいて、この案がいいかどうかを含めて意見書をあげていただければありがたいと思っております。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。（なし）ないようですので、これで紹介議員に対する質疑を終結いたします。紹介議員は自席にお戻りください。

横山紹介議員　はい、ありがとうございます。（紹介議員退席）

佐藤（肇）委員長　それでは、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがございましたら発言を許します。ございませんか。

渡辺委員　先ほど紹介議員のほうには確認させていただいたんですけれども、もし執行部のほうで市内スキー場の軽油等の使用量というんでしょうか。そういうのが分かれば、今ここに1リットル当たり幾らという金額が出ておりますので、概算が出てくるのではないかという気がします。また全体と比較すると、どうかというのが分かると思っております。その辺りは把握していらっしゃいますか。

吉田産業経済部副部長　こちらのほうでは把握はしておりません。

渡辺委員　趣旨は非常によく分かるんですけれども、そういった面におきまして当市でどれだけ影響があるかというところが知りたかったわけです。先ほども申しましたが、また何かの機会に教えていただけたらというふうに思います。

また、この請願の中には農業、水産業等の幅広いところに影響があるということですが、産業経済部として、魚沼市として、この免税がもしなくなった場合にどれだけの影響があるというふうにお考えでしょうか。

武藤産業経済部長　大変幅広い話になると思っております。確かに影響は生ずるものと考えておりますが、ではどれぐらいの規模でということになりますと、今現在は把握できておりません。

富永委員　今回の請願は3年ごとに提出をされています。今回、全部、提出されたところも、議会のほうでの採択・不採択の結果もまだ揃っていないかと思っておりますけれども、3年前の状況

が分かりましたらお聞かせください。

吉田産業経済部副部長 すみません。3年前の状況については、申しわけありませんが把握はしておりません。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。（なし）ないようですので、これで執行部に対する質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから請願第4号 免税軽油制度の継続を求める請願書についてを採決いたします。お諮りいたします、本件を採択することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、請願第4号は採択するものと決定されました。

本件を採択といたしましたので、本議会で採択された場合の意見書発議について協議をいたします。意見書案を配布いたします。それでは、事務局から朗読させます。

佐藤議会事務局長 では、朗読させていただきます。（資料「免税軽油制度の継続を求める意見書（案）」による）

佐藤（肇）委員長 ただいま朗読いただきました意見書について、ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときは、委員長が提出者となり委員会で発議することにご異議ございませんか（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

（２）陳情第２号 家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の提出について

佐藤（肇）委員長 次に日程第2、陳情第2号 家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の提出についてを議題といたします。本件について、執行部に確認しておきたいことがございましたら発言を許します。ございませんか。

佐藤（達）委員 この提出についてなんですけれども、9月議会の水田交付金の見直しについて、一般質問を私のほうでやりました。その中で市の答弁としまして、その後の状況について市の農業再生協議会のほうから農地を誰も引き受けずに耕作放棄地が増え担い手への集約も進まないなどの意見を、県を通じて提出しているとのことでした。また、10月に開催される北信越市長会総会におきまして、地域ごとの状況に応じた交付金の充実など、国への要望議題として県の市長会を通じて提出しているとのことでありました。この陳情の水田活用交付金見直しの中止や、自給率の低い麦・大豆など畑作物への支払い額の増額、また農業者が望んでおります農業者の戸別所得補償制度の復活は、市の農政の方向とは矛盾していないと感じますけれどもいかがでしょうか。

武藤産業経済部長 水田活用直接支払交付金の見直しについての動きは、確かに佐藤委員のおっしゃるとおりであります。ただ、先ほどのご質問の中の、麦・大豆等の戦略作物、こちらの交付金の増。それから、戸別所得補償制度の復活ですよね。それについては、やはり現在の農林水産通産省が定めております農業政策からは、逆行する部分があるのかなと思います。麦・大豆については、確かに全国的に見れば高収益作物で特化したいというのは農水省の考えなんですけれども、我々の市の転作作物として麦・大豆が適しているかということ、現実的に大豆は大変水を嫌いますし、麦は実際に作としては成り立たないという部分もあります。こちら

の考え方については、先ほど委員がおっしゃった部分、我々が答弁した部分ということで考えていただければと思います。

佐藤（達）委員 次の2点目なんですけれども、今ほどありました免税軽油制度の継続を求める請願も高騰する軽油への支援の一つであるわけなんですけれども、鶏の餌代ですとか、家畜飼料の原料が値上がりをしております。しかし、今年の飼料注文の価格より、来年の価格のほうが値上がりが大変ということも伺ったりしているんですが、そういうような状況なんですか。

武藤産業経済部長 委員がおっしゃる部分は確かにあります。一番近い10月末の農業経済指標でしたか。飼料の高騰が9月・8月は1.1割くらいだったのが、来年度を見ますと4割くらい比較して上がる要素がもう出ております。飼材単価、肥料の上り幅としては、委員お見込みの部分はあります。

佐藤（達）委員 それから3点目についてです。この国際連合のほうですけれども、2017年の国連総会におきまして、2019年から2028年を国連の家族農業の10年ということで定めております。家族農業は食料の安全保障確保と、それから貧困・飢餓撲滅に大きな役割を果たしているとしております。魚沼市内におきましても大規模・中規模農家は大変大事な役割を果たしており、家族農業の維持発展も食の安全確保、食料の自給率向上のためには重要と考えますけれどもいかがでしょうか。

武藤産業経済部長 国連提唱の部分は確かに理解ができます。ただ、当市の農業政策としては、やはり耕作放棄地の減少ですとか課題が多くございます。その課題解決のためには家族農業も当然大事ですが、やはり中規模・大規模とひとつになって進める必要があると考えています。

佐藤（達）委員 4点目なんですけれども、学校給食に地元の農畜産物や食料提供をやっているのでしょうか。それと、小中学校の給食に対して市からの助成は現状ではありますでしょうか。

武藤産業経済部長 給食の食材への提供につきましては、現に100%地元産の魚沼産コシヒカリを使っておりますし、昨年から特産品である深雪なすですとか積極的に給食に使っていただいているという状況ではあります。助成金ではないんですけれども、その魚沼産コシヒカリの差額分を市のほうで負担をしているということです。

佐藤（達）委員 それから5点目なんですけれども、市独自で農畜産物の残留農薬検査等を行っているのでしょうか。

武藤産業経済部長 市独自では行っておりません。

渡辺委員 まず、1点目。先ほど部長のほうからは、当市にしてみるとこの1点目の大麦等の支払い額を増額するというようなことはあまり意味がないというようなお話でございました。農業戸別所得補償制度を復活することについても、当市として今進めていることについては逆行するのではないかというようなお話がございました。逆行するという意味ではちょっと意味が分からなかったのもう少し聞かせていただけたらと思います。

武藤産業経済部長 逆行という言葉が適切ではなかったかもしれませんが、本意としましては、やはり戸別所得補償制度の復活ということは今の売り値との差額を国が補填しますという基本スタンスです。ただ、我々は売り値との差額ではなくて、魚沼産のブランドである魚沼コシヒカリをどうやって高い価値、高い価格で売れるかというふうには今は傾注すべきだ

と考えております。そういう意味から、逆行という言葉を使わせていただいたということでもあります。

渡辺委員　ありがとうございます。魚沼市とすれば、このブランド米の価値を下げるような政策に繋がっていくと理解させていただいてよろしいでしょうか。

武藤産業経済部長　お見込みのとおりの部分もあります。

渡辺委員　それから2点目です。今、燃料また飼料等が高騰しているということで、非常に農家の方々は苦勞されていると思います。今年度、魚沼市としては既に政策をしており、またそれを追った形で県のほうが飼料高騰等に対して施策を講じたというふうに思っています。燃料等、今既にしていること、また今後考えていることがございましたら、お聞かせいただきたいと思ひます。

武藤産業経済部長　当市としましては、本年の2月の定例会で6,000万円の補正予算を議決いただきまして、市単独での農業肥料等の高騰対策支援を行ってまいりました。県もそうですが、国におきましても今回の2次補正で1,100億を超える農業の物価高騰対策を予算措置しましたので、これが展開されるものと期待をしております。ですので、その国の施策展開を見て、来年度の耕作の高騰分がどういう動きをするのか注視しながら対策を検討してまいりたいと思ひます。

渡辺委員　そうしますと、2点目につきましては魚沼市も自分たちの中でかなりの施策を講じていますし、今回の2次補正の中でも国はこの支援を拡充したというふうに理解させていただきました。

3点目なんですけれども、家族農業の10年というところにつきまして、先ほど部長のほうからは家族農業だけでなくほかの中規模等をきちんと支援したいというお話でした。決して小さい農業を支援しないということではないんですけれども、しかしながら今後魚沼市の農業を継続的、発展的に維持していくのに対して、小さいところも中規模・大規模なところも揃って支援していきたい。そういう考え方ではないかというふうに聞かせていただいたんですけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

武藤産業経済部長　委員、お見込みのとおりでございます。

渡辺委員　4点目の学校給食につきましては、先ほどしっかり聞かせていただきました。100%地元産の魚沼産コシヒカリを使い、そして地場産の農産物も昨年度から積極的に取り入れるようにしていただいたということで、これまで私たちが主張してきたことがしっかり実になっているのではないかとこのように考えております。給食の無償化につきましても、一般質問等で質問なり提案なりがされてきたところですが、給食の無償化をなかなか実施できないというところがあると思ひます。再三、答弁の中で低所得者に対する給食費等の助成等の制度もあるのでそちらを活用していただきたいというようなお話をしました。そういった中で、この給食の無償化を実施することを例えば国に求めた場合、いけるかどうかということについて当市はどのようにお考えでしょうか。

武藤産業経済部長　極めて政治的な問題だと考えておりますし、私の立場でこの委員会で申し上げるべきことではないと判断します。

渡辺委員　それから輸入農産物についてなんですけれども、私はどのような検査をしているかというところが少しピンときません。もし部長のほうでこの辺りがどのような対策を講じているか分かりましたら、教えていただけたらと思ひます。

武藤産業経済部長　市としましては、残留農薬に関して詳しい知識は確かに今現在は持ち合わせてはおりませんので、農水省の基準等によるということで、一自治体としては国が実施します安全基準を判断材料としていくという考えで変わりはありません。

高野委員　少し、お聞かせ願います。この水田活用直接支払交付金の関係、それから農業者戸別所得補償制度の関係、これについては魚沼市の農家の方も非常に歓迎したというように私は捉えているんですが、行政のほうのその辺の評価についてはどう考えておられますか。

武藤産業経済部長　この辺につきましては、先ほど他の委員にもお答えしたとおり、確かに交付金の見直しにつきましては、やはり国が求めておりますのが現行制度の適用の厳格化ということ。例えば、転作作物の5年以内に一回は水を張れというルールが適用になっております。それにつきましては、やはり実情に沿わない部分があると考えておまして、当市の農業再生協議会でもこういう制度はいかななものかということで、やはり見直しは行わないよう要望が出されておりますので、市としましてもそのように考えておるところでございます。

高野委員　戸別所得補償制度の復活ということについては、どのように考えておりますか。

武藤産業経済部長　戸別補償制度の復活については、これは確かに個々の農家によって実情が変わりますので、一概にはいいのか悪いのかという部分を論ずるべきではないと思います。ただ、全体の考えとしましては、先ほど私が申し上げたとおり本来は当市の進む道ということに照らせばいかななものかという部分はあるということと判断しております。

高野委員　もう一つ、魚沼市はかなりの部分が家族農業です。特に中山間地というか山沿いになりますので、どうしても小型化ができない。やはり家族農業をしっかりと支えていかないと、災害も含めて魚沼市の地理的な条件からすれば、家族農業を支援するというのは大切なことではないかというふうに思っています。それについては市独自ではなかなか出来ないの、国からの支援が非常に大切な財源だと思うんですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

武藤産業経済部　先ほど渡辺委員の質問にお答えしたとおり、やはり家族営農、集落営農、これは大変重要だということで、市としましてもさまざまな支援策を展開していくということは一般質問の答えでもさせていただいたとおりでございますので、高野委員の考えに沿ったものということで考えております。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。（なし）ないので、これで当局に対する質疑を終結いたします。それでは討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

渡辺委員　討論します。

佐藤（達）委員　討論をお願いします。

佐藤（肇）委員長　それでは、まず本件に反対の討論からお願いします。

渡辺委員　本陳情でございますけれども、先ほど執行部との質疑の中で魚沼産コシヒカリをブランド米として戦略的に戦おうと思っているとのことで、本市にとっては、この請願の趣旨は逆行し、意に沿わないものということで反対させていただきます。

佐藤（肇）委員長　次に、本件に賛成の討論を許します。

佐藤（達）委員　大勢の多くの国民が、食料の自給率が低いということに対しまして危惧をしているかと思えます。そういった中で、食料の自給率の向上を目指しており、家族農業の減少に少しでも歯止めをかけるということも目指していると思えます。陳情されております5つの項目は、どれも魚沼市にとっても切実な問題ではないでしょうか。

水田交付金の見直しの中止につきましては、市の農業再生協議会から問題点が県に出されております。市も北信越市長会総会におきまして、地域ごとの状況に応じた交付金の充実などを国に対して要望しております。物価高騰対策は全国的な問題でもあります。特に、畜産関係では家畜飼料の多くを輸入に頼っており、政府からの支援は切実な要望になっていると考えます。農業の物価対策は国のほうでも確かに行っておりますけれども、先ほどもお話がありましたように食料とか肥料の価格高騰、これが今年以上にまた来年から厳しくなっていくという状況がありますので、引き続き高騰対策の支援を求めていくべきと考えます。

家族農業につきましては、国連で2019年から2028年、その10年間を国連の家族農業の10年として定めて取組がなされております。家族農業とは、労働力の半分以上を家族で賄っている農林漁業という定義になるそうなんですけれども、日本でも農業体の96%が家族営農と言われております。これは最近のデータですけれども、国連は家族農業を守ることで食料不足に悩んだり、失業して働き手がなかったりする人々を救うことも目指しております。日本でも同様のことが言えるのではないのでしょうか。小規模な家族農家は付加価値の高い作物を栽培して、消費者などの取引先と直接交渉することで販売価格を高く維持することも目指します。先ほども市からもありましたけれども、家族営農、集落営農も守っていきますという市の方針でもありますし、またこういう家族農業を維持するという事は、中山間地域を守るということにも繋がると思います。

それから、学校給食に地元産の安全な農畜産物の食品も提供することは地元農業、現在、既にある地元を支えているということが言えると思いますし、そういう中で政府による給食の無償化は子どもたちを守り育てていく大きな力になると考えます。輸入農畜産物の残留農薬検査の徹底が食の安全でも欠かせません。これは農水省の方で基準があるわけですし、それに沿った検査を徹底していただきたいという趣旨だと思います。これら5つの陳情事項は農業を守り、発展させていくことにも直接に繋がるものと考えます。

市議会を通じて、魚沼の農業者が年間100事業者が離れ、一方新規に農業に就く方は年間10人不足ということが把握できました。魚沼の農業を少しでもよい方向に持っていくには、何をなすべきかという切実な問題があると思います。この陳情は、魚沼の農業を守り、発展させるためにも国に対し意見すべきことはしっかり意見していく大事なものと考えます。一人でも多くの委員の皆様の賛同をお願いしたいと思います。よろしく願います。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。（なし）これで討論を終結いたします。これから、陳情第2号　家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の提出についてを採決いたします。異議がありますので、挙手にて採決をいたします。本件を採択することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

挙手少数であります。よって、陳情第2号は不採択とすべきものと決定されました。

（3）陳情第3号　マスク着用・非着用による差別や誹謗中傷をなくす取組に関する陳情

佐藤（肇）委員長　次に日程第3、陳情第3号　マスク着用・非着用による差別や誹謗中傷をなくす取組に関する陳情を議題といたします。本件について、執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。ございませんか。

佐藤（達）委員　現在、小中学校ではマスクの着用について具体的にどのような指導がなされい

るのでしょうか。

佐藤（肇）委員長 教育委員会になります。これについては同様の陳情が別に出ていますので、そちらのほうでお願いします。ほかにございませんか。

高野委員 今日配布の資料の臨時お知らせ版の関係ですが、このほかに何か啓発されている部分というのはありますか。例えば、学校での朝礼のあいさつの中で校長先生が言うとか。教育委員会がないですが、行政として人権への配慮ということでお知らせ版以外に行ったものはありますか。

佐藤（肇）委員長 それでは、本件で資料が出ているのに合わせて、説明していただきたいと思えます。

大塚市民福祉部長 まず、今回お配りしました資料につきましては、マスクをしない方に対して、市報の臨時お知らせ板の令和2年8月10日号で新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮についてということで、相手の立場を理解し、思いやりを持って行動しましょうという趣旨で、全戸配布して市民に呼びかけたところでありまして。これにつきましては、そのとき全戸配布したということと、市のホームページにおきましても記事を掲載しておりまして、現在でも啓発をしているという状況になっております。また、今回資料にはつけておりませんが、市報の臨時お知らせ版令和4年6月10日号と令和4年7月25日号では、マスクが必要ない場面ではマスクを外すことと、あと子供のマスク着用については、家族が体調を見ながら判断することなどを周知しているという状況になっております。それから、教育委員会からは、小中学校に対しましてはマスクの着用非着用につきまして、児童生徒の心情に適切な配慮と場面に応じた着用の判断を行うよう周知をしていると聞いております。

佐藤（肇）委員長 質疑はございますか。

高野委員 これについては、しばらく継続するという形で受けとめていいですか。また、さらに追加するというようなことですか。

大塚市民福祉部長 この人権に対する啓発につきましては、現在でもホームページにおきまして継続して啓発しているという状況になっておりますので、今現在も市民の皆様に対しまして継続した呼びかけをしていると理解しております。

佐藤（達）委員 現在、市では全戸配布のチラシで、お互いの思いやりのことと、そういったことを全戸配布あるいはホームページでも記載しているということなんですけれども、学校ですとか、公共施設にそういったことをうったえるポスターのようなものは、現在では作成はしていないということなんでしょうか。

大塚市民福祉部長 ポスター等につきましては、現在特に実施はしておりません。

渡辺委員 今ほどの答弁の中では、まず一度ということでもよろしいでしょうかね、この臨時お知らせ板としての啓発は一度させていただいたと。そしてまた今ホームページ上ではありますけれども、この人権に配慮することというのは継続した形でホームページに載せていると。そしてまた、小中学校等の学校現場におきましては、今はたしかマスクの着用はそれぞれの場面にに応じてということで、必ずしなければいけないというふうにはなっていないと承知しております。したがって、当然のことながら、そういった人権の配慮、そしてまた学校現場での考え方を踏襲しますと、この中でおっしゃっていることが果たして適当かどうか、既に魚沼市としてやっていることなのではないかというふうには私は考えております。そういった中で、魚沼市にこれまでですけれども、例えばこの陳情の中にあるようなマスクをして

いることによって外せないというような事例をもって何か相談事ですとか、苦情等が入っておりますでしょうか。

大塚市民福祉部長　　今ほどのお話ですけれど、マスク着用に関連しました人権ですとかの誹謗中傷等、市民からの相談につきましては、市の相談窓口ですとか、あと健康増進課につきましては確認したところ特に来てはいないという状況になっております。

渡辺委員　　市に相談がないからといって、全くそういうことがないということは言えないかと思えます。しかしながら、このような陳情が出てくるというところについては、今現在、市としては十分に啓発をしてきたとまで言えるかどうかというところについては私は今一步、充実させる必要も、もしかしたらあるのではないかなと感じておりますけれども市とすれば今後どのような取組をしていこうかというところが、もしありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

大塚市民福祉部長　　今ほど委員からもお話がありましたとおり、今周知はしているが相談もないというところで、だからといって、そういったことが実際ないとも限らないというお話がありました。ただ、これまで実施してきた対応ですとか、市民の皆様からの相談の状況等を総合的に判断しまして、今後、特に新しい対応をとる予定は、今のところしていないという状況です。

渡辺委員　　新しい対応というところでは、しないかもしれませんが、これまでしてきたことを、やはりホームページもそうですし、そして例えばいろいろな場面ですとかで、そろそろ外ではマスクをしなくてもいいというようなところもあったりします。ただ、日本人は真面目です、国が外でしなくてもいいですよといっても同調圧力というんでしょうか、そういったところで皆さんがこれは本当にここに書いてあるように、本来義務ではありませんということで、皆さんがちゃんと認識しているというふうに私は感じておりますけれど、その辺、私自身は市民の皆さんが、おそらく認識した上でマスクを着用しているのではないかというふうに感じておりますけれど、執行部としてはどのように感じていらっしゃいますでしょうか。

大塚市民福祉部長　　委員おっしゃるとおりの部分もありますし、それと同時にまた今、感染状況で第8波が拡大しているというようなところもございますので、状況を見ながら、また市民の皆様に対しまして協力していただく部分、あるいはマスクができる方できない方、いろいろございますので、人権に配慮した対応をとってもらうことも重要な部分だと思います。今一度またそういったところにつきましては、感染防止の啓発をすると同時に、そういった部分についても考慮していきたいと考えております。

佐藤（肇）委員長　　他にございませんか。

高野委員　　陳情の関係については、新潟市を例にとって、ポスターの作成ということが何か強調されているような感じなんです、その検討をします、という周知の継続と今言いました検討という中にポスターの関係については含めるつもりでしょうか。

大塚市民福祉部長　　ポスターの作成というところまでは今のところ考えておりません。

大桃委員　　陳情書ですけれども、疾病のある方、病気のある方から障害のある方がマスク着用していなかったために偏見を持たれたりだとか、誹謗中傷を受けていると。これについては、あってはならないことであると思えます。また、こういうものが蔓延しているのであれば、これはやはり行政としても調査をする必要があるかなというふうには思いますが、市民

にも啓発ということになりますと、これは大人に関して話をさせてもらえれば、どここの集会とか、会議、イベント等。そこにはマスクの着用をお願いしますという文言は必ず付いているものだと私は認識しているわけですが、そういうものに対してマスクをしなくて来られる方がいるということも事実だというふうに思っています。そういうことの中で国や県が市としても蔓延を防止するためにマスクを着用してくださいということをうたっている以上は、それに従うべきだろうというふうに思います。この陳情を鵜呑みにして対応をしていくということは、先ほどから出ている人権問題に関して極端に言えば、マスクをしなくて派とマスクをしなきゃならない派というようなところで分断されます。また、誹謗中傷になるのであれば、マスクしなくてもいいやと言う人たちも増えてくるということになってくると、違う面で問題が発生するかと思しますので、この件については慎重に対応していかなくちゃならないので、今現在のところ、これを誹謗中傷、取組云々というのは、今、市でも対応しておりますので、それに留めておくことでいいのかなと考えます。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。（なし）ないので、これで質疑を終結したいと思います。討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

佐藤（達）委員　討論をお願いします。

佐藤（肇）委員長　討論の申し出がありますので、これを許します。まず本件に反対の討論からお願いします。

渡辺委員　反対討論ですけれども、先ほど執行部からは、これまでの対応、そしてまた、ポスター等はつくらないまでも、しっかりと市民啓発は従来通りしていくというお話でございました。また、委員の中からは、このことを採択することによって、かえって市民間の分断というところに繋がるおそれもあるというような話もございました。そういったことで、今既にもうされていることを市とすれば頑張り、そしてまた更なる分断あるいは誹謗中傷を生まないためにも、私はこの陳情については、思慮深く判断すべきではないかということで反対させていただきます。

佐藤（肇）委員長　それでは本件に賛成の討論を許します。

佐藤（達）委員　マスクの着用につきましては、状況は以前と変わってきていると思いますし、疾病や障害などのためにマスクを着用してない方に対しても、しっかりと偏見をもたれないように周知をしていくですとか、市で今周知されているチラシ等をもう一回、見直しをもらって、こういう子供たちの中で着用しないことによる差別が、発生しないように、しにくいようにする必要があるのではないかと考えます。また、子どもたちは、なかなか全戸配布されたチラシですとか、いろいろよく見て判断し考えるところを皆がやっているかという、なかなか難しい面があると思いますし、市のホームページを見る子どもも、いるんでしょうけれども、多くの子どもがそこまで関心がいかないという子もいると思います。この陳情者が言っていますように、自治会や町内の集会所ですとか、あるいは校内にポスター等を貼って周知するというところは、大事な点になるのではないかと思います。一市民の方から本当にこういう切実な問題提起がされて、それで陳情されていますので、そういったところを大事にしながら、市民の皆さんにマスクの着用について周知をしていくということも民意を取り上げるという面でも非常に大切かなと思いますので、委員の皆様よろしくご検討をお願いします。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。（なし）ないので、これで討論を終結いた

します。これから陳情第3号 マスク着用・非着用による差別や誹謗中傷をなくす取組に関する陳情を採決いたします。異議がありますので挙手にて採決いたします。本件を採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手少数であります。よって、陳情第3号は不採択とすべきものと決定されました。ここでしばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (11:00)

再 開 (11:10)

佐藤(肇)委員長 休憩を解き、会議を再開します。

(4) 議案第104号 魚沼市入湯税条例の一部改正について

佐藤(肇)委員長 日程第4、議案第104号 魚沼市入湯税条例の一部改正についてを議題いたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤(肇)委員長 それでは、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありますか。

佐藤(敏)委員 この関係で、該当する方は何名くらいいるのでしょうか。

大塚市民福祉部長 利用者の年間の延べ人数になりますけれど、約1万2,000人になります。

佐藤(敏)委員 1万2,000人のうち、何人くらいこれに該当するのでしょうか。

大塚市民福祉部長 ふれあい交流センターこまみを利用して70歳以上の方の利用者が年間延べで1万2,000人ということになりますので、この全員の方が該当になります。

佐藤(敏)委員 平等ということが大事だと思うんですけども、その1万2,000の方が今まで以上に不利になるとこういうことですが、逆に同じように平等にするために他の施設をこのようにするという考えはないのでしょうか。

大塚市民福祉部長 高齢者の入湯行為に関する入湯税を一律に免除するということだと思えますけれども、入湯税というものが、いわゆる行為税というもので、要は、お風呂、温泉に入ることに対して課税するものということとされております。もう一つは、老人福祉施策を推進するためであっても、もともとの老人福祉施策ということをしないうで、税制の特例措置のみで対応するということは、税制の本来の目的から適切ではないといえないということから、一律課税免除の措置を講ずるということは適当ではないというふうに考えております。

佐藤(敏)委員 実は、ゴルフ場利用税というのがあるんですけども、これも同じように高齢者については免税措置になっておりますか。その辺との関係はいかがでしょうか。

齋藤税務課長 ゴルフ場利用税の関係との兼ね合いという部分では、分からない部分はあるんですけども、ただ今回この入湯税を一律課税免除として条例に設けることについては適当ではないというのが通常私どもが業務をやる上での参考としております、実務提要にもそういう記載がありまして、魚沼市内で老人の方を対象としたような、例えば、魚沼市民だけの老人施設などの一環とした場合には、そこで課税免除というのものあるんですけども、不特定多数といえますか、他のところからも沢山来られるような方がいらっしゃるような観光的部分も要素も盛り込んだ施設で一律70歳以上の免除をすることは適当ではないというような

ことがあることから、こういった部分については直していきたいという提案になります。

佐藤（敏）委員　ほかの施設でこういった類というのはないでしょうか。

齋藤税務課長　魚沼市内の施設でしょうか。

佐藤（敏）委員　こまみが、やっていたようなことを市外ではいかがでしょうか。

齋藤税務課長　全て把握しているわけではございませんけれども、津南町と関川村で行っているというのがあるんですが、それも特定の施設を限定したものであります。

富永委員　この条例の新旧対照表の旧の方には、ふれあい交流センターこまみで条件に該当することが免除するということになっています。これはいつからこうなっていたのでしょうか。この入湯税条例は合併したときにつくったと思うんですけども、この条項が入ったのはいつなのでしょうか。

大塚市民福祉部長　これにつきましては旧小出町の条例に位置づけられていたときから、こういう取扱いになっていたというもので、小出町で設置当時は福祉施設の位置づけだったというふうに聞いております。ただ、合併してからにつきましては、また位置づけが温泉施設条例になりまして、扱いが変わってきている状況であります。

富永委員　そうすると合併前の小出町のときからの条例に決まっていたということですので、合併当初にそれを議論しなかったということで、今回の法改正ということになったわけですけども、これまでにここを見直すべきでなかったかというようなことは考えなかったのでしょうか。

大塚市民福祉部長　町村合併時点での確認事項をずっと引き継いできたというところでありまして、これまでそうしたところの調整ということは事実されてきていなかったというところですが、ただ、今後、このこまみの施設の管理、今市は委託で管理に出しておりますけれども、今後のどういうふうな管理をしていったらいいのかという部分も含めた中で考えた中では、私どもも今回全体的に他の施設とのバランスを見まして、今回は改正をしていきたいというところでありまして、繰り返しになりますが、これまでの検討はしてきていなかったというところでありまして。

富永委員　今回、そこの部分に気がついて提案をしているということだと思いますけれども、これも私はちょっとこの場で言うことではないかもしれませんが、ほかにこういった事例がないのか、よく調査をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

内田市長　合併して18年経つわけですけども、そういったのが今ないと私は言えない状況なのですが、その辺は、よくこういうのが次から次へと出てくるようなことのないように、それぞれの部署で確認をするようにしたいというふうに思います。

佐藤（肇）委員長　ほかにありませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結いたします。討論を省略し採決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第104号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり、決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第104号　魚沼市入湯税条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第105号 魚沼市観光施設等条例の一部改正について

佐藤（肇）委員長 日程第5、議案第105号 魚沼市観光施設等条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長 これより質疑を質疑に入ります。質疑はございませんか。

佐藤（達）委員 今回、スキー場それぞれの料金が設定されておりますけれども、こういった料金の見直しを行うようなことは、必要性が生じた場合には、まだ議会にも働きかけて見直しをしていくということになるのでしょうか。

吉田産業経済部副部長 今回お示しした部分については、前回の委員会の中でも説明させていただきましたけれども、各スキー場が考えているそれぞれのリフトの使用料金等々を含めて、その中で改正がないように、ある程度余裕を持った券種の上限額と申しますか、それを今回設計をさせていただいているところであります。ただ、これからの状況によってはそれぞれまた、スキー場の経営状況、社会状況等を踏まえた中でリフトの利用料金、改めてまた変更というのが当然生じてくる可能性はありますが、その際につきましては、またこの条例改正ということで執行部側から提案させていただきたいと考えております。

佐藤（達）委員 そうしますと、今回のこのそれぞれの料金は上限ということであって、これ以下であれば各スキー場でさらに割安で設定したりとか、そういった裁量があるということでしょうか。

吉田産業経済部副部長 お見込みのとおりであります。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第105号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第105号 魚沼市観光施設等条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第106号 魚沼市景観条例の一部改正について

佐藤（肇）委員長 日程第6号、議案第106号 魚沼市景観条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

大桃委員 200平方メートルから500平方メートルに変更されたわけですが、市内の中でこれに関係する建物を教えていただけますか。

武藤産業経済部長 200平方メートルから500平方メートルへの増に関する建物がどうなのかということですが、実績として考えますと、まず新築の確認申請の現況から申し上げますと、令和3年度の実績が出ておりますが、合計の建築物につきましては確認申請で8件が該当となっております。一方、新築の確認申請分は8件でございますが、やはり、住宅リフォーム事業、令和3年度が申請件数471件あったんですが、その内、この届け出の要件に該当す

る建築物が167件と、要するに57%がこの200平方メートルに該当してしまうという状況があります。

大桃委員 魚沼市の公共施設で該当するのというのはもちろん、会社だったり、その他の病院であろうが、学校であろうがはそういうことだと思えますけれども、以前の法務局がありますが、前の法務局はこれに該当するのかなのでしょうか。

武藤産業経済部長 該当します。

大桃委員 法務局が数年前に売却されたということを知っていますし、それから外壁ですね、鮮やかなオレンジ色というのは景観条例の中で反するものではないかなと思ってしまうのですが、そこはどんな状況なのでしょう。

武藤産業経済部長 委員おっしゃるとおり、あそこは景観条例の届け出行為の色合いには完全に違反しているということで、当該の会社に是正の勧告を行っているところです。

大桃委員 勧告を受けているということで、またさらにこの条例が変更されると、また再度行うと思えますけれども、この会社の中身、もし公表できるものであれば教えていただければと思います。

武藤産業経済部長 私どもが知り得た範囲ですとコールセンター、データセンターとして活用していきたいというお話までは聞いております。ただ、その後についてデータセンターとしては活動、活用されているかについては、あまり実際の動きはないというのが現状です。

大桃委員 動きがないというのは、どういうことでしょうか。

武藤産業経済部長 端から目視して、とりあえず稼働している、電気がついているですとか、そういう状況は確認できないということでもあります。

渡辺委員 確認みたいで申し訳ないのですが、今ほどの旧法務局なんですけれども、この500平方メートルになったとしても届け出が必要で該当するものになるのでしょうか。

武藤産業経済部長 お見込みのとおりでございます。建築面積が500平方メートルをその建物が超えておりますので、対象になるということでもあります。

渡辺委員 そのところは納得させていただきました。先ほどの答弁の中でリフォームの中で二十数%に当たるところが200平方メートル以下だと該当になってしまうということだったんですけれども、例えばこれが500平方メートルになったときにリフォームの中で該当になるところはこれまでありましたでしょうか。

武藤産業経済部長 500平方メートルに上げたときに該当になるかということですが、今までの事例を見ますと、確かに店舗事業所等につきましては当然大きければ該当になりますが、住宅としなくても数件は該当になる物件があります。と申しますのは、やはり500平方メートルですね。150坪を超える住宅になりますので、当市におきましても比較的大きめの住宅が一部は今後も該当にはなってくると考えます。

渡辺委員 先ほど160数件あったというお話でございましたけれども、ここは届け出を要するものということになっております。その辺り、実際にその160数件が届け出を全てされていたのでしょうか。

武藤産業経済部長 160数件が全てということですが、現実全ての届け出は出されておられません。

渡辺委員 景観条例ができて、実際に届け出をするのは業者の方だと思いますけれども、そういった皆さんがまずは全て届け出が出ていないということは、これに関しましては市内業者でなければ請け負うことができないということになっておりますので、確かかそうだと思います。

ます。ということになりますと、市内全体にまずは行き届いてなかったんだなという反省点もあろうかというふうに思います。今回500平方メートルになりますので、その辺、500平方メートルだったとしても、今回リフォームの中ではこれまでもあったというところですので、この条例また改正されたとしても、市内業者がきちんと理解していなければ、これまで200平方メートルだったときのこと以上に、やはりきちんと皆さん方から届け出してもらおうという対策が必要だと思います。その辺はどのようにお考えでしょうか。

武藤産業経済部長 委員のおっしゃるとおりだと思います。やはり周知の部分で建築士の皆様につきましては、一定程度のご説明の中でご理解をいただいたものと思いますが、やはり修繕関係で例えば外壁の塗装ですとか、様々な業種の方への周知がやはり足らなかった部分もあると思いますし、それプラスやはり他市等に比較して、またこの景観条例の趣旨から考えまして、やはり市民に対しての一定程度、過度な負担が発生していたものと、我々も反省と共に考えております。

渡辺委員 建築組合というところとの議論をしながら、最初の条例をつくったというふうには思っております。ただ、これはきっと話なんですけれども、でき上がるあの当時に私は可決してしまってからだったんですけれども、設計等をされている方から、建築組合には入ってなくて設計をされている方から、これでは本当に困るというような話を聞いたんですけれども、当時この条例をつくる時にやはり幅広い皆さん方から意見をいただいたのかどうかの辺り、もう一度確認させていただけたらと思います。

武藤産業経済部長 この条例をつくるに当たりましてはその当時、必要な関係者の皆様との意見を十分に聞いた上だと判断はしておりますが、ただ意見としまして、条件的要件が厳しいのではないかというご意見をいただいたものということで、資料には残っています。

渡辺委員 この条例ができ上がって、まだそれほど年数が経ってない中で、このような形で改正しなければいけなかったというところについては、今ほど部長からは反省の弁がございましたけれども、今後、これは景観条例だけじゃなくて、やっぱり一応これはもう少し全体の条例ですとか、いろんなものを策定するときにもどうも意見を聞いても、聞き置くべきものみたいな感じで、なかなか1度、作成されたものが変わらないというような現状もあるのではないかと。今回このようなことがあったことによって、それがまた証明されてしまったのではないかと。今回このようなことを危惧します。しっかりと、ここは今回の事例を機に、住民の皆さん方から出てきた意見が他市と比べてどうなのか、そしてまた魚沼市のやり方が、確かにやってみなければわからないところがありますけれども、ここは今回のようなことは、やはり他市と比べればすぐに判断できたものではないかというところはございますので、その辺を住民の声をしっかりと生かしていく取組をしていかなければいけないと思います。ここは部長というよりは、市長が先頭になって、そこは条例等は市長が統括するものだと思っておりますので、市長から答弁いただければと思います。

内田市長 先ほどの入湯税の条例ではないんですけども、これもそういうことだというふうに考えればそうかなということもありますけれども、なかなか全部をチェックするということ、その都度その都度ということが出てくると思うんですけども、そういったことの中で現状に合うような条例にしていくということだと思いますので、随時といいますか場面場面に応じて適切に対応していきたいというふうに考えますけれども、それ以前に担当がこれでいいのかと思ったようなことは、すぐに合っているかどうかということも、その部署で検討

していかなければならないと思います。その都度、対応していくということになるかと思
います。

渡辺委員　私が市長に答弁いただきましたかったのは、そういうことではないんですね。当然、市長
が全ての条例等を把握するというのは難しいというふうに思います。そして、また、その条例
の背景というところについては、当然その担当者、そしてまた担当部長から市長に報告が上
がるわけですけれども、その際に市長に気に掛けていただきたいのは、住民の意見ですとか
が十分に反映されているのかということだと私は思っております。その辺り、市長がやっ
ぱり目をかけなければいけないところだと思いますので、ただ担当者の方からこうでしたと
いう意見を聞くだけではなく、そしてまた今回条例がつけられたのは市長の在任中ではない
と思いますけれども、やはり住民からの意見があったことに対して、なぜその住民の意見
を取り入れられなかったとか、十分調査したのかというようなところを市長にはチェックして
いただきたいというつもりで言いましたので、再度ご答弁いただければと思います。

内田市長　条例に限らず、議案が上がってきたものに対しては、私は自分がわからないもの、納
得いかないものは担当を呼んで説明を求めています。

佐藤（達）委員　200平方メートルから500平方メートルに大きくして、ただ単に申請を少なくす
るということではないと思うんですけれども、その考え方というのは根拠というところはど
うなんでしょうか。

武藤産業経済部長　議案提案のときに若干説明させていただきましたが、一番の根拠はやはり
景観条例、上位法が景観法になります。景観法につきましては、理念法という位置づけになっ
ておまして、それをもとに魚沼市の条例をつくらせて行為の制限を定めております。その中
で、やはり景観法の趣旨と申しますのが良好な景観形成。これが一番でございますので、それ
を主眼として考えたときに、やはり建築組合さんからも要望があった、他市等の比較、それか
ら景観条例の趣旨に基づくと200平方メートルという制限は厳しいのではないかというご意
見がありました。そのご意見、要望に基づきまして、当市の景観条例の第3条では、良好な景
観形成を図るためには、簡単に申し上げますと先ほど渡辺委員からも話がありました、市民
及び事業者の意見が反映されるように努めなければならないという条文が条例にありますの
で、そちらの条文に照らし合わせ、意見をもとに実態調査を行って、その調査結果を魚沼市の
景観審議会に諮らせていただいたということでもあります。その結果、景観審議会の方では、や
はり200平方メートルの基準ではちょっと厳しいのではないかと。今回500平方メートルに変更
すべきと言う答申をいただいたことが総体的な根拠となります。

佐藤（達）委員　そうしますと建築組合とも十分協議をしたり、市の方でもその実態調査をされ
たということなんですけど、それはどういった調査なんでしょうか。

武藤産業経済部長　それも先ほど申し上げましたとおり、やはり建築確認上は新築については
最近の建築が若手の皆さんがコンパクトな家を造るというケースが多くございまして、実際
にはそこに200平方メートルの基準には引っかけられないのですけれども、やはり住宅リフォー
ムの中では、当市における豪雪地帯での大きめの家、それから複数世帯が同居する住宅が多
いです。改修に当たっては57%もの住宅がですね。この200平方メートルに該当してしまうと、
そういう状況があったということでもあります。

佐藤（肇）委員長　ほかにありませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結したい
と思います。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（なし）異議なしと認めま

す。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第106号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。異議なしと認めます。よって議案第106号 魚沼市景観条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第110号 指定管理者の指定について（魚沼市斎場及び魚沼市入広瀬火葬場）

佐藤（肇）委員長 日程第7、議案第110号 指定管理者の指定について（魚沼市斎場及び魚沼市入広瀬火葬場）を議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

渡辺委員 全体的なことなんですけれども、指定管理の一覧表の中のチェック項目なんですけれども、その中に指定管理者のところの従業員ですね。従業員に対するやはり処遇というのが私は入ってないなというふうに感じているんですけれども、そういったところの指定管理者に対しての従業員に対する処遇みたいところのチェック項目については、まだ項目の中でなくてもいいんですけれども、チェックするような場面というのはございますか。

大塚市民福祉部長 全般的なことにつきましては、また別の点になってくるとは思いますけれども、指定管理者の申請をする事業計画の中に施設の管理ということで、そこに人件費ですとか、事業費等、事業計画を説明するという項目もありますので、そういった個別の計画というところでは計画をしていただいて、その中を確認をするということになってはおります。

渡辺委員 そうしますと当然、所管のところその計画書を見せていただいているわけですので、所管の中でその人件費についてなんですけれども、全体の人件費で済まされているのか、それとも職員の処遇についても例えば一人当たり幾らですとか、平均幾らですとか、あるいはこういう給与表に基づいての人件費だとかということまでは求められているか、あるいはそこまで書き込まれているか確認させてください。

大塚市民福祉部長 人件費につきましては、全体の金額、あと体制等については計画書にありますけれども、個別の人件費というものにつきましては記載はございません。

渡辺委員 人件費総額ということで、そこに人数とか、そういったものも一切なく人件費総額のみが乗っかっているということで理解してよろしいですか。

大塚市民福祉部長 収支計画につきましては、人件費の総額のみになっております。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。（なし）ないので、質疑を終結いたします。それでは討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第110号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第110号 指定管理者の指定について（魚沼市斎場および魚沼市入広瀬火葬場）は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(8) 議案第111号 指定管理者の指定について（浅草山荘）

佐藤（肇）委員長 日程第8、議案第111号 指定管理者の指定について（浅草山荘）を議題と

いたします。補足説明はありませんか。

吉田産業経済部副部長　それでは議案第111号　指定管理者の指定につきまして、改めて補足して説明を申し上げます。資料につきましては、資料、指定管理者候補者の選定結果の一番最後のページをご覧くださいと思います。指定管理者候補となっております、株式会社シティライフクリエイションの選定委員会における審査結果があるかと思いますが、こちらにつきまして、議会初日におきましても、ここの項目番号の4番、申請団体の所在地は市内にあるかという部分につきまして、丸がついているという状況なんですけれども、今回のこの候補者でありますこの法人につきましては、東京所在地ということで、もともとの参加応募するに当たっての資格要件を満たしているのかという質問がであったかと思いますが、その部分につきましては、実はこの指定管理者の募集に関する共通要綱というのがございまして、その中の応募の資格要件としまして、市内に事業所を置くか、置く予定の法人またはその他の団体による公募としますということで、共通要綱ではっきりと現時点で市内に事業所を置いていなくても、今後置く予定の法人であれば応募はできますよというそういう資格要件として定めております。今回、この株式会社シティライフクリエイションの所在地は東京ではありますが、今回こちらの指定管理の候補者として議会の議決を経て協定書を締結しましたら、本市に支店等を開設する予定であるということは、法人の代表からも確認しているところがございますので、申請時における資格要件としては全く問題がございませんので、その部分だけ補足して説明を申し上げます。

佐藤（肇）委員長　補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

富永委員　今、説明がございましたけれども、ここの審査結果には、申請団体の所在地は市内にあるかという1点だけですので、今までも何年も指定管理者選定について議会に上程されて議論をしてきました。そのときもずっとそういった説明もなかったし、自分たちもそこまでその共通項目のところを確認していなかったのですが、ここはやはりきちんと審査のときにその辺のことを審査委員に示して、また示すこととこの項目のところに市内に事務所とかを設ける予定があるかどうかというのをはっきりと明示しておくべきではないかなと思いました。これだけ見ると、私は審査がバツになるのではないかなと思うのです。この辺をきちんとするべきではなかったかなと思いますので、その当時の審査のときの判断の仕方が適切だったのかどうかというのが非常に問題になると思いますが、そこはいかがでしょうか。

吉田産業経済部副部長　選定委員会の中での審査の経過は私も委員になっておりませんので、詳細は把握しておりませんが、ただ今言った前提となる条件を説明した上で審査をされているものと考えております。ただ、皆さんにお示しした資料としては、申請団体の所在地は市内にあるかというその文言だけでしたので、ここの表記の部分については今ほど委員が言われた、ご指摘にあったように、または市内に事業所を置く予定のある法人であるかというふうな誤解を与えないような表記にすべきだというふうに考えておりますので、担当課にはその旨を伝えた上で、次回以降に誤解を生まないような表記にさせていただきたいと考えております。

富永委員　では、審査をされている武藤産業経済部長にお聞きしますが、もし回答できるようなら、審査の時の状況をお聞きしたいと思います。

武藤産業経済部長　今記憶をたどっているんですが、記憶の中では事業者、希望者の方から事

業計画書を出していただいてヒアリングを行いました。その中では、当市に今後法人を設立をして運営をしていきたいという話があったというふうに記憶はしております。

富永委員 応募する事業者からはそういった声があったときに審査をされて、皆さんでそういう共通項目のことを取り上げて、現在はないけれども後で事業所を構える予定があると言っていることが、その審査の基準に合っていますというふうなことがあったのかどうかということですが、

武藤産業経済部長 記憶の中ではそこまで言及はしておりませんでした。

渡辺委員 先ほどの質疑とも関連するんですけど、先ほどの団体につきましては継続の団体ですし、そしてまた魚沼市内でもある程度実績のあるところでございますので、職員等の採用についてはそれほど深く聞きませんでしたけれども、今回のこの新しく参画されます、株式会社シティライフクリエイションさん、こちらの方につきましては今回初めてというようなところもあります。そして、また、10番目のところの職員配置や勤務体制等に関する計画に無理がないかとかというふうなところがあるかと思えますけれども、そのようなところは事業計画書の中でどのようにうたわれていますでしょうか。

吉田産業経済部副部長 こちらの職員の配備体制という部分につきましては、今、東京で実際に事業をやられている法人になるんですが、その代表の方と奥様とで魚沼で支店を開設し、そちらに住所も構え、その家族経営的な部分で当面、そのお二方で事業を回していくということです。その後事業が軌道に乗る中で、また新たな雇用とかというのは出てくるかと思うんですが、ある程度事業スタート時においては、そのお二方で回しながらやっていくというふうに聞いておりますし、そういった部分で事業計画を見る中では、当初スタートをする中で部分では無理のない計画となっているというふうに考えております。

渡辺委員 これまで、この浅草山荘ですけれども、従業員、あるいはパートさん等、そういった方たちというのはどのようになっていて、その方たちの処遇は今回会社が変わるわけですので、職が全く奪われてしまうような状況になったというふうになるのでしょうか。

吉田産業経済部副部長 今現に受けている団体につきましては手を挙げなかった理由というのは、ちょっと私のことは定かではないんですが、実際、その中で当然地元の雇用というものもあるかと思うんですけれども、その部分については今受けている団体の判断という形になるかと思えますので、市ではそこまでの部分は配慮しないといいますか考えが及ばないところでございます。

渡辺委員 人手不足が問題になっていく中で、これまで受けていた方たちがどのような理由で、今回辞退されたかとか、継続されなかったかというようなところを把握していないというようなお話でございましたけれども、市がやはり指定管理者として選定しているわけです。そして、そこの方たちのここの10番のところの職員配置ですとか、勤務体制というようなところを無理はないかというふうなところをきちんと把握する責任も市にはあるかというふうに思っております。職員の処遇につきましても、ある程度私は市がしっかりとその辺は見えていかなければいけないというふうに思っているところです。今回の事業所につきましては、ある意味役員の方というんでしょうかね。その方たちが自分たちで、そこに来て仕事なさるということですので、職員というわけではないように思いますが、一般的にはそのお二人だけで回すとは思えませんので、恐らくパートさんなり何かを使われるのだというふうに思っております。その辺りにつきましても、これまでの事業者がなかなか人手を見つけられなか

ったというような、もし事情があるのであれば、そこについてはしっかりと市としても事業継続していくためには、人件費というところは非常に大事なところになってきますので、ここで選定したからといってそのまま任せっきりというわけではないと思うんですけども、5年間の計画の中でしっかりと事業者とそういった話し合いをしていく場というものはこれまでもあったのか。そしてまたこれからどうしていくのか聞かせていただきたいと思います。

吉田産業経済部副部長　指定管理を受けた団体の方からは、毎年その事業の報告という部分を受けた中でヒアリングをするような形になっておりますので、その中で現時点でどのような運営をして、どういうふうな形になっているのか、当然、それは担当課として、今の状況を見ながら、その部で意見を交換しながらやっているところでもありますので、今回、新しい団体の方につきましても、当然、そのような部分で年に一回は最低でも意見交換する場がございますし、また先ほど言われたその人件費という部分でいいますと労働基準法を含め労働関係法令、これをやはり適切に遵守した中で、運営というのは当然、運営団体の方に求められるわけでございますので、そういったところも含めて意見交換をしながら、市としてはしっかりと確認をしてまいりたいと考えております。

渡辺委員　最低賃金は守っていればいい、というわけでは私はないと思っております。本来であれば、市が経営しなければいけない。市がきちんをつくった建物であり、本来であれば市が経営すべきものを指定管理者制度というものができたことによって、民間に運営していただくことができるようになったというふうに私は理解しております。その際に勘違いされている方もあるのではないかとと思うんですけども、市が職員を雇えば当然のことながら、会計年度任用職員の給与費で雇わなければいけないわけです。それは最低賃金法ではないです。正直なところ。安い労働力として指定管理者を民間に出すんだと思ったら、私は大間違いだというふうに思っております。それは指定管理者制度でやるときには今までに市で行うよりも、さらに同じお金をかけて、例えば機動的に物事ができるとか、上司の印鑑がなければ何かできないというのではなく、同じお金でこれまで以上のサービスができるというところで、指定管理者になっているというふうに私は理解しておりますけれども、その辺についてはこのような理解でいいと思われますか。

吉田産業経済部副部長　今委員おっしゃるとおり、そのとおりでございますので、あくまでも市としてはやはり民間活力を活用した中で、新たな視点でよりよいサービス、そして有効的な活用という部分で、そういった部分、さまざまな効果を期待しての指定管理者制度でございますので、ただ単に安かろうという部分で出しているということではなく、あくまでも民間のさまざまなアイデアとそういったものを生かした中での効果的な有効的な施設活用これをしていただきたいと思いますというふうに考えておりますので、市としてもそのような考えでございます。

渡辺委員　そうであるならば、先ほど労働基準法にのっとってというような、そこで最低のところではなく、魚沼市がもし経営をするならば、会計年度任用職員と同等の立場でもって雇用しなければいけないということを考えて上で、指定管理者との職員の処遇のことをきちんとやっていただきたいというふうに思っておりますがいかがでしょうか。

吉田産業経済部副部長　あくまでもその部分を含めて受ける団体の方が実際の事業計画を立て、予算計画を立てという形になりますので、あくまでも私どもとしては指定管理料の範囲とあと年間の計画、それを見た中で適切に運営していただくということが一番大前提という形に

なりますので、ただ意見交換の中ではそういった部分を含めて市としては確認をしてみたいと考えております。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。ないようですので、これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。討論を省略し、採決することに異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第111号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第111号 指定管理者の指定について（浅草山荘）は原案のとおり、可決すべきものと決定されました。ここでしばらくの間休憩いたします。

休　　憩（12：00）

再　　開（13：00）

（9）議案第112号　市道路線の変更について

佐藤（肇）委員長　それでは休憩を解き会議を再開いたします。次に日程第9、議案第112号　市道路線の変更についてを議題といたします。資料が提出されておりますので、執行部から補足説明をお願いいたします。

武藤産業経済部長　それでは市道路線の変更につきまして、追加の資料を提出させていただきましたので、ご説明を申し上げます。本日提出のA4横版の図面をご覧いただきたいと思っております。資料の内容につきましては、先日、本会議で本田議員からご質問がありました、市道吉田10号線が私有地を横断する部分についての詳細図です。

（資料「市道吉田10号線図面」により説明）

佐藤（肇）委員長　説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思っております。質疑はございませんか。

浅井委員　昭和55年に市道認定されたという説明がありましたけれども、今回、これが表に出てきた経緯というのをお願いします。

武藤産業経済部長　経緯でございますが、道路台帳の補正を毎年度、受託業者をお願いしておるんですが、その台帳補正の中で、市内全域を単年度ということでは難しいので、予算の許す範囲でこういう事案がないかを毎年業者に委託をして調査しております。その結果、今回、この事案が浮かび上がったということでもあります。

浅井委員　現地を見に行ったら確かに測量してました。市道登録されていたんですが、家の中を通っていたということで、これ延長とか市道の一番狭いところ、広いところの幅まで登録されているはずなんですけど、どうやって登録したんですか。

武藤産業経済部長　昭和55年7月に市道認定しておりますので、その当時に現況の図面を使って道路台帳は作成されております。測量して認定したということであると思っております。

浅井委員　法務局の図面を見させてもらったら、この部分は道が登記されてなくて、確かに道が飛んでいるようになっているんですけども、払い下げの関係を聞かせてください。

武藤産業経済部長　私の想定範囲ということで、この路線の前後を相対的に見ますと、吉田

11号線の起点と接する部分も赤道がありますので、想定範囲としてはそこが繋がっていたのではないかと。要するに吉田の10号線が赤色の宅地で曲がっておりますが、そこも赤道でありますので、ここが繋がっていたのではないかと。そうなると思い下げというのがあったのではという想定範囲ですが思われます。

浅井委員　　今、住んでいる地権者の方はこのことを知っていたのか、知らなかったのか。

武藤産業経済部長　　地権者は承知していないということであります。

渡辺委員　　新しく出てきた資料なんですけれども、これを見ますと、宅地335の1ですよ。こちらは、今は家は建ってないのではないかと思うんですけれども。

武藤産業経済部長　　現況の空撮の図面を見ますと335の1と333の1にまたがって家屋が建っております。

渡辺委員　　前回の議案書の資料なんですけれども、これを見ると今現況の線ですよ。それをこの黒いほうに変えるということですか。この黒いのが昔の状況ということですね。今の現況に合わせて、資料にあるとおりの道に変えるということによろしいわけですね。

武藤産業経済部長　　はい、お見込みのとおりでございます。

渡辺委員　　そうしますと、今ほどのお話ですと2つの筆にまたがって、今ご自宅が建っているわけですし、また昔の村道時代に一応ここが認定されてはいたけれども、ずっとここについては税金を支払われ続けていたということによろしいんですか。

武藤産業経済部長　　この宅地の部分については、固定資産税は納めていただいていたということとあります。

渡辺委員　　そうしますと、ここら辺、分からないので聞かせてください。登記上、やはり市道ですとか、村道なんかについても登記はしておくものではないのですか。

武藤産業経済部長　　公衆用道路、一般的な魚沼市道ですとか、県道国道もそうですけれども、公衆用道路につきましては登記してあるのもあれば、通常、昔で言う赤線といった公衆用道路で、こちらの表示ですと道の何番という形で登記してあるのが一般的であります。

渡辺委員　　道路の登記の仕方がよくわからないので、赤道として登記をしてあることになると、それは法務局に行ってもわかるんですか。

武藤産業経済部長　　結論から申しますと法務局でわかります。赤線というのは、一般的に従来、内務省という登記が多いんですけれども、昔から公衆用道路として地域が使っていた道路がそのまま道型で残っていて、そこに現在も道路がある場合についてはそのような登記になりますし、また新たに、例えば新しい道路改良を行うために、市民の皆様の用地を購入して道路をつくる際には、その分は当然購入して、今度は市道であれば魚沼市という登記のもとで公衆用道路という形で認定になります。

渡辺委員　　そうしますと赤道というのは、他人の土地を通っていても問題ないということですか。

武藤産業経済部長　　実状が、さまざまな状況があるんですけれども、現実には赤道それから用水路であった通称、青線という部分も民地ですとか、集落の中には混在している状況は確かにあります。

渡辺委員　　現状に沿った形で今回、市道認定をお願いしたいということなので、今回の認定については問題はないかというふうには思います。ただ、この今現在の登記の状態ですと、それからこれは法務局、あるいは市のシステムで出てくる家の形ということになるかと思うんで

すけれども、その辺の不都合というのはどうなんですか。

武藤産業経済部長 登記上の不具合は発生はしません。ただ、私どもが事務手続上、人様の民地の上に市道であるという認定をしていたという事実は錯誤でありますので、これについては是正をさせていただきたいということであります。

富永委員 今ほどの部長の答弁の通りであれば、市で変更について議論し、結果を出せばいいことですが、もしもそうでない場合は考えておりますか。

武藤産業経済部長 その辺もですね、調査はしまして本会議の時にもご説明申し上げましたが、市道認定の時期とそれから航空撮影が昭和39年の時点でも家屋があったということは分かっておりますので、一般的に考えると、その家屋があった時点から先に錯誤して市道認定してしまったのが実状だろうという判断に至っております。

富永委員 市道認定が間違っただけのことであればいいんですけども、そうでないことも心配したので聞きました。以上です。

渡辺委員 国土調査か入ったのが、この地域というのは何年度くらいだったかわかりますか。

武藤産業経済部長 資料を持ち合わせておりません。

渡辺委員 昭和40年とか50年頃、国土調査はわりと街中はしたんですけども、郡部というかは、わりと遅かったのではないかなと思いますし、昭和39年の航空写真で写っているとなると、その国土調査のときに判明しなかったのかと不思議だったものですから聞いたんですけど、その国土調査の年度も、また教えていただけたらと思います。

武藤産業経済部長 国土調査につきましては、旧小出より若干、早かったと思います。旧湯之谷村のほうが。その時点で筆界それから面積土地はもう確定しておりますので、土地の確定とは別に、また不動産登記法の部分とは別に当時の道路行政の中で錯誤があったものだと判断しております。また、このような錯誤につきましては、魚沼市道は、交付税の基準財政需要額に入っておりますので、幅員と延長がこのようなことのないように、調査を続けていきたいと考えております。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。（なし）ないようですので、質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第112号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第112号 市道路線の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 議案第113号 魚沼地域特別養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合規約の変更に伴う財産処分について

佐藤（肇）委員長 日程第10、議案第113号 魚沼地域特別養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合規約の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。

執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ごございません。

佐藤（肇）委員長 それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。（なし）ないようですので

で、質疑なしと認めます。これで質疑を集結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第113号 魚沼地域特別養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合規約の変更に伴う財産処分については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

本委員会に付託された議案は以上となります。市長から協議事項等はございませんか。

内田市長 ございません。

佐藤(肇)委員長 委員の皆様から市長に対して何かございませんか。(なし) ないようですので、ここで市長は所用のため、退席をさせていただきます。しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (13:15)

(市長退席)

再 開 (13:16)

(11) 所管事務調査について

・第3次地域福祉推進計画について

佐藤(肇)委員長 休憩を解き会議を再開いたします。日程第11、所管事務調査について、第3次地域福祉推進計画についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長 本年の6月議会会期中の委員会におきまして、策定方針をご説明しました。第3次地域福祉推進計画の素案につきまして、これまでの進捗状況等をご報告するものでございます。(資料「魚沼市地域福祉推進計画(素案)」により説明)

佐藤(肇)委員長 本件は、まだ道半ばではありますが、ここで皆さんから質疑を受けたいと思います。ございませんか。

渡辺委員 基本的なところから聞かせてください。策定委員会は、これまでは何回開催しましたか。

戸田市民福祉部副部長 これまで2回開催しておりまして、今後また2回開催予定ということです。

渡辺委員 この素案についてなんですけれども、これを策定するに当たって、コンサルにお願いしているのか、それとも市の福祉支援課内で、それぞれの担当部署等が寄り合う。また、社協さんと共同でつくらなければいけないと思いますけれども、そこら辺で、この策定をある程度、練りあげてきたのか、そこを聞かせてください。

戸田市民福祉部副部長 市では関係福祉部署。担当。それから社会福祉協議会のこの計画に向けてのメンバー。それからアドバイザーという形で外部の方からも入っていただいております。

渡辺委員 アドバイザーとして外部から来ていらっしゃる方はどなたでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 NPO法人のシーアイラボさんというところになります。拠点は新潟にあります。前年から社会福祉協議会自体のさまざまな今後の方針などを策定するときから、

関わっている法人になります。

渡辺委員 シーアイラボさんが私が認識している方だったら、この魚沼出身の方が代表されているのかなと思うんですけども、その辺、代表どなたかわかりますか。

戸田市民福祉部副部長 長谷川さんという方で魚沼市の方ではございません。

渡辺委員 社協さんは行動計画ですので具体的にどのような形で地域福祉を推進していこうかというところで、そういうシーアイラボさんのような具体的にいろんなところと活動を展開されている方と一緒に策定するということは、わかりました。今ほど説明がなかった中で、10ページのところを見ていただきたいんですけども、これを見ますと関連イメージ図ですね。前回つくったのは5年前ということになりますから、そのときにはこのような形で良かったかどうかは別にして、このまま進んだのではないかなと思うんですけども、今、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備のために、重層的支援体制の整備事業というのが創設されたのは御存じだと思っております。ということは、今、福祉保健分野の個別計画というところがこのようになって個別になっていて、ここがこの地域福祉計画とどのように関わっているかっていうのがなぜか分断されたようなイメージ図になってないかというところを危惧しております。この魚沼市地域包括ケアシステム基本構想というのを実際に今、市が持っている基本構想ですので、これとこの各種計画が整合性を持つところについてはわかるんですけども、では、この地域福祉計画はどの位置づけになるのかというときには、この地域福祉計画の下線をこの四角の中にこの福祉の個別計画というのは入っていかなければいけないのではないかという気がするんですけど、その辺はどうお考えでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 今ほど委員のおっしゃられたとおり、見せ方とすると私どもの考えとしては、この地域福祉計画の理念のもとに福祉分野の5つを白丸してありますが、この個別計画が紐づく、この理念をここでも踏襲するものと私どもも考えていたんですが、確かにこの図でいうと、そこを結ぶ矢印がついておりませんでしたので、そこは記載しなければならぬと思います。ご指摘ありがとうございます。

渡辺委員 その辺、きちんとこの地域福祉計画のもとにそれぞれの個別の計画があるんだというところがはっきり図としてわかるようにしていただきたいのがあります。それから全体を通して、気になったところですけども、今ほど言いました重層的な支援体制の整備事業。このことが、この地域福祉計画の中でしっかりと住民の皆さんに分かるような、そういった書き方になっているかという従来どおりのやり方を踏襲しているように思えてなりません。人口が減っていく中で、要するにこの福祉計画はお互い市民全体で福祉のまちをつくりあげていこうというところはよく分かるんですけども、その核になる所がどこなのか。核になるところは市のこの重層的支援体制の整備事業が、まさに核にこれからなっていくのではないかと思っておりますので、その辺に対して、もう少し一歩上の工夫が必要ではないかと思っておりますけれども、ある意味、全体を通して見直しの必要性はあるのではないかという気がいたしますけれども、その辺いかがでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 自助、共助、公助、そういった辺りで重層的な支援、例えば相談窓口の一本化ですとか、そういうところもあるのかなと思います。相談の場についても、方向性としてはうたっております。重層的支援のものは出ておりませんが、私どもとしては、そういった部分を大切にしたいものが根底にあると思っております。個別のことはともかく、そういう目

線であるところは、また、記載の中で加えてまいりたいと考えております。

渡辺委員 記載の中で、それが見えてきてないというのが、とても気になったところです。理念として持ってらっしゃったとしても、地域の皆さんが、例えば集まる場所もこれからは、子どもも高齢者も障害者もみんな同じ建物、複合施設の中で交流し合えるですとか、そういった重層的なやり方が今後は展開していける。今までは、それぞれの縦割りの行政の中で、そこに従事していらっしゃる方々。御存じだと思いますけれども補助金の出し方については、ストップがかかったりして、非常に困難なことがあったところを改正して、いろんな職種の方々が重層的に関わっていける仕組みを、これからつくっていかねばいけないというところが、住民の皆様にも分かるような形で、この福祉計画がなっていきたいと考えますので、ぜひその辺り力を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 その辺について、またしっかり取り組んでまいりたいと思います。

佐藤（肇）委員長 ほかにございますか。今後の予定なんですが、これは素案の整理をさせていただいて、パブリックコメント、そして5年の3月に計画として発表するという事だろうと思います。パブリックコメントの段階では、もう少し整った形でお示しできるだろうと思いますので、本日の話も含めまして、またパブリックコメントのときには委員会にも資料として示していただければと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なし）それでは、本件については引き続き調査することにしたいと思いますが、いかがですか。

渡辺委員 先ほどの委員長のお話の中では、パブコメの前にとの話でしたけれども、今ほど私が言った点等も含めて、パブコメの前に中間的なところで、パブコメに出す前に見せてもらうのは当たり前なんですが、その前の段階で中間的なところでもう一回くらい見せていただけたら、パブコメの段階になってしまうと、なかなか一つ一つの文言等にチェックが議会側からもかけられないのではないかと思いますので、執行部と調整いただきたいと思います。

佐藤（肇）委員長 今ほどのご意見を参考にさせていただいて、日程の調整はさせていただきたいと思います。ほかにございませんか。（なし）それでは、引き続き委員会で調査をさせていただきたいと思います。

(12) 閉会中の所管事務等の調査について

佐藤（肇）委員長 日程第12 閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りいたします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて議長宛てに申し入れたいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって閉会中の所管事務等の調査については議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

(13) その他

・ 障害者支援に係る基幹相談支援センターの設置について

佐藤（肇）委員長 日程第13、その他を議題といたします。まず、障害者支援に係る基幹相談支援センターの設置についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長 障害者支援に係る基幹相談支援センターの設置について、資料はございませんが、口頭でご説明申し上げます。来年度から、障害者の方ですとか、そのご家族のた

めの基幹相談支援センターを設置したく、現在調整を進めているところでございます。基幹相談支援センターとは、地域における障害者の相談支援の中核的な役割を担う拠点として、総合的な相談業務、障害の種類に関わらず総合的な相談業務を行ったりですとか、成年後見制度の利用支援事業の促進を図ることで障害をお持ちの方の日常生活や社会生活の支援を行うための機関でございます。現在、設置については、自治体の努力義務となっております。平成24年に障害者総合支援法が設置施行されまして、この基幹相談支援センターという機能ができてから、魚沼市の自立支援協議会をはじめ市内の福祉関係者ですとか、家族会等の方から設置の要望がかねてから出ていたものでございます。魚沼市では、障害福祉計画において、前回の5期の障害福祉計画で、令和2年度設置と計画していたものの設置には残念ながら至らず、現行の第6期の障害福祉計画において来年度の令和5年度に設置すると計画しているものでございます。これまで新潟県の事業であった圏域単位、魚沼圏域は十日町市ですとか、南魚沼市、湯沢町、津南町、魚沼市の圏域単位での障害者地域生活支援センター事業というのがあったんですが、これが昨年度末をもって、急遽廃止されたことによりまして、これまで以上に基幹相談支援センターの必要性が唱えられているところでございます。設置に当たって困難事例の対応強化ですとか、例えば精神障害の方の地域移行、地域定着ですとか、権利擁護関連等の対応強化に取り組たいと考えております。目標としては、来年度の4月1日から設置できればと考えております。設置形態としては、今のところ直営として庁舎の福祉支援課内に設置という方向で考えております。職員体制等は、今後また人事担当と調整予定というところでございます。以上、報告させていただきます。

佐藤（肇）委員長　ただ今の報告について質疑を受けたいと思います。ございませんか。

渡辺委員　障害福祉計画の中でこの基幹相談支援センターをつくるという話があつて、私も期待していたんですけれども、これまでなかなか取り組めなかった、その理由としては何が大きいでしょうか。

戸田市民福祉部副部長　こちらの基幹相談支援センターの目標、目的の一つとして相談支援事業所の後方支援ですとかバックアップというのも大きな仕事の一つなんですが、魚沼市が今のところ相談支援事業所が2か所しかございません。そういった中で、こちらを統括するところが必要なのかどうかというところももあつたようです。ただ、相談件数もこの5年間で延べ件数ですが、2,500件ほどと増えている、困難事例も増えているといった中で、今設置しなければという思いでございます。

渡辺委員　先ほどの質疑とも重なる部分もあるかと思うんですけれども、今後はご家族の中には高齢、障害、児童虐待、いろんな意味で一つの家族の中で複合的な困難事例を抱えていらっしゃるお宅が増えてきているかと思えます。そういった中で今回、基幹相談支援センターを市が持つことは、後方支援という考え方だと思っておりますけれども、ただ、一般的な相談支援センターですよね。今、魚沼市には2か所あるというお話でございましたけれども、将来的には、おそらく先ほどの重層的な支援体制を整えていくには包括支援センターの中にそれぞれ必要ではないかという気もしております。そういった意味で、市がきちんと基幹相談支援センターを設置するということについては、私は悪くはないと思っております。ただ、その中にもどのような業種の方たちを入れようと考えているのか。職種については、国で定められた職種があると思うんですけれども、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

戸田市民福祉部副部長　こちらの基幹相談支援センターの職種なんですが、介護の高齢者のほ

うの地域包括支援センターだと、この3つの職種でないと駄目という決まりがあるんですが、この基幹相談支援センター、障害者の方につきましては、有資格者の配置が望まれているんですが、どの職種という決まりがないものでございます。例えば保健師ですとか、社会福祉士といったようなところは、その有資格者の中に含まれておりますし、あと例えば精神保健福祉士とか相談支援専門員、これは障害者支援のほうですが、そういったものも、例えばの職種の中に含まれております。

渡辺委員 障害の方たちが、地域の中で定着していく、また、仕事をしていくという意味においては、ジョブコーチですとかの方々の役割は本当に大きいなと思ってはいたんですけども、悲しいかな魚沼市内の中にジョブコーチが設置しているところがなく十日町から来ていただいていたのが現状だと思っております。新潟県は面積も広いですし、魚沼市も面積が広いです。そういった意味では、市が直営ですということであれば、本来であれば地域定着していただくために必要な職種の方たちというものをしっかりと市として考えていただいて、スタートしていただけたらと思えますけれど、その辺はいかがでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 地域移行ですとか、地域定着は障害をお持ちの方の支援の中で、すごく重要な部分ということで、もう何年も前から言われているところなんですけど、なかなか結びつかないのが現状です。そういったことにたけた専門性のある方というのが配置できればという思いはございますが、なかなかこちらにも障害福祉も介護人材と同じで専門職がなかなか不足しているところがございます。どういった人材が配置できるかというのは、現在考えているところがございますが、地域移行、地域定着のところも、この基幹型相談支援センターの重要な業務の一つと捉えております。

渡辺委員 市が直営することにおきましては、人材が入りやすいという言い方したら失礼ですけども、不安定な民間から比べたら、有資格者にとっては応募するというか、入ってきやすいのではないかという気はしております。しかしながら会計年度任用職員のような不安定な待遇ですと、なかなか来ないこともあるかと思えます。職員の人員計画もいろいろあるかとは思いますが、有資格者を正職員できちんと配置ができるという体制を整えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 人事案件になりますので、今お話しできるところはないのかもしれませんが、これに限らず、いろいろな専門職が不足している地域でございますので、それは市だけではなく、事業所も同じでございます。市だけが専門職が沢山いれればよいというところではございませんので、いろいろ人材確保支援の施策もしておりますけれども、全体的に人材を増やしていくところが重要かと思えます。

佐藤（肇）委員長 他にございませんか。（なし）ないようですので、本件については引き続き調査をさせていただければと思います。ほかに執行部から何かございませんか。（なし）委員からはございませんか。（なし）スキー場関係の資料が出ていますが、これについては前回の委員会で資料請求をさせていただいた分だと思っておりますが、これについて質疑があれば受けたいと思えますが、どうですか。

大桃委員 図面を見させていただいて、この計画に沿って先回、説明会を開いたということで、ご案内の時期が少し遅かったとは思いますが、参加者は何名くらいおられたのでしょうか。

吉田産業経済部副部長 参加者につきましては、15名でした。

大桃委員 参加された方の中でもって、現在、索柱が建っている場所をどうするかという説

明がなかったと。質問しても説明がなかったというところだったんですけども、その背景を教えてくださいませんか。

鈴木観光課長　今のシングルリフトの解体部分につきましては、現時点でお話できる範囲での説明はさせていただきました。会場においてご質問があった部分としましては、畑をされていらっしゃる方がいて、どの範囲でどれくらい作付けができないのかというご質問を受けました。それについては、まだ解体の業者も決まっていなくて、工程的なものははっきりとお示しできなかったんですけども、先般、職員のほうで、これぐらいの範囲、どうしても解体時には畑に影響が出る範囲だというようなことで、棒を立てまして、この間については解体については雪解け早々の工事を発注したいという想定はありますので、春物、夏物野菜については、何とかこの解体にご協力いただきたいというようなことで範囲といたしましょうか、現地にお示しをして説明をさせていただくというお話をその場ではさせていただいて、今、実際に棒を立てていますので、今後また説明をさせていただきたいと思います。

大桃委員　そうしますと、地権者の方は説明をされて、了解を得たという解釈でよろしいですか。

吉田産業経済部副部長　お見込のとおりでございます。

大桃委員　リフトを新たに索柱を建てる場所の図面が出てきましたけれども、当初から言っています林の部分ですけども、この辺の関係はどうなりましたでしょうか。

吉田産業経済部副部長　実際、請け負っている業者のほうで現地を確認した上で、その辺の今計画している法線と林の部分をしっかりと現地を確認したうえで必要な伐採もしくは、枝落としですとか、必要なところについては、目印を付けてするというお話でしたので、その中で今実際それを確認しているところでございます。

大桃委員　決まりといたしますか、リストの下に物があつてはならない等の条件的なものがありますか。

鈴木観光課長　リフトの下に杉の木があつてはならないという条件はないそうです。リフトが稼働するときに徐々に伸びてくる部分も含めて、今のうちに予防的な部分として、今ほど副部長から説明がありました枝落としであったり、今想定では伐採をしなければならない木が数本あるというようなことであります。今後の運営においての支障が懸念されるという範囲での伐採ということで、特段、木があつてはならないということは規定上はないと認識しております。

大桃委員　そこの地権者の方もそう説明をされて了解を得られているということでよろしいでしょうか。

鈴木観光課長　実際、現場で杉なり雑木が当たりそうな地権者の方にはこの柱を立てる部分も話の際に、どうしても木の伐採、もしくは枝落としをさせてもらう可能性がありますとのお話はさせてもらっています。そこはご了解いただいています。現地において、ピンクなりのテープできちんとここに支障木になるというものがでましたら、現場でまたご説明させていただきたいという旨の説明もあわせてさせていただいているところであります。

渡辺委員　今までのリフトの乗り場から、かなり駐車場に近いところに乗り場が来るということだと思います。私はあんまりスキーが得意なほうではないので、それこそ子どもたちが滑っているときに、このスキー場に見に行ったぐらいなんですけれども、この支柱が立っているところ、まさに子供たちが滑って降りてきたところだと思うんですが、ここに移動するこ

とによって、滑る範囲が狭くなるようなことはないのでしょうか。それともこの今までリフトがあったところも、自由に滑れるようになり、かえって滑りやすくなるのか。その辺はどうなるのでしょうか。

鈴木観光課長　今あるスキー場のシングルの部分は撤去しますので、ゲレンデとしてのご利用は当然できます。ただ、今後の乗り方としまして、地図を逆にしたときに左に乗り場を下にすると、左回りのリフトの動きになります。実際に上から下ってきたときに、ゆ〜パーク薬師側から乗客は乗り場へ上がっていくイメージになるんですが、今の想定ですと乗り場の最初の緑の四角から、次の四角の支柱の間の、この下においては、リフトが上に向かっての最初の高低が低い部分になりますので、どうしてもスキーヤーはこの下をくぐれないというような制限はかかりますけれども、ゲレンデそのものの広さは同じになりますし、今までは駐車場からスキーを履いて乗り場まで行くのに距離があったわけですが、今後は乗り場が近くに来たというようなこともありまして、利便性の部分としては向上するものと認識しているところであります。

大桃委員　この策柱を工事の際に、道路もありますけれども、こちらの道路は通れないという期間はありますか。

鈴木観光課長　ございます。実際にこの道自体を大きな重機で支柱を持っていくような機械は通りません。道路が駄目になってしまいますので、それは地権者の皆さんにご説明をした中で、畑とか原野のほうに作業道をもっていくんですけど、どうしてもワイヤーを張るときについては、そういうことがないように施工はするんですけども、ワイヤーが飛んでしまったり、下に落ちたりするようなこともあったりするので、今業者とお話ししている範囲ではワイヤーを張るときと、実際にリフトに搬器をつけて試し運転といいましょうか、動かすときは一定期間、この周辺に立ち入りは禁止をさせていただきたいと説明会のときには報告をさせてもらっています、若干は通行規制の期間はございます。

佐藤（肇）委員長　本件については、また引き続き調査を継続させていただきたいと思います。ほかに委員の皆さんからは、ございませんか。（なし）ないので以上といたします。会議録の調製については、委員長に一任をお願いいたします。以上で本日の委員会は閉会といたします。

閉　　会（14：02）